

寄稿

## 犯罪被害者への法的支援の 充実をめざして

弁護士 ● 番 敦子

2000年にいわゆる犯罪被害者保護二法が制定されてから、犯罪被害者が事件の当事者として配慮されるようになりました。1999年に日本弁護士連合会（日弁連）に犯罪被害者支援委員会が設置され、各地の弁護士会でも、犯罪被害者支援に関する委員会が設置されたり、犯罪被害者を対象とする相談が始まりました。

2004年の犯罪被害者等基本法の制定によって、犯罪被害者支援は社会的テーマとなりました。そして、2005年の第一次及び2012年の第二次犯罪被害者等基本計画の策定によって、犯罪被害者の施策が推進されています。2008年からは被害者参加制度が実施され、国選の被害者参加弁護士制度も同時に創設されました。さらに、損害賠償命令制度、少年事件の審判傍聴等、犯罪被害者が利用できる法制度が整備されるようになりました。

しかし、制度ができて、犯罪被害者がその制度を有効に利用できるかは別問題です。そのような制度があることを知らなかった、というお話もうかがったことがありますし、知っていても内容を十分に理解していなかったということもあります。ある日突然、事件に巻き込まれ、犯罪被害者になってしまうという状況では、犯罪被害者として何ができるかを事前に熟知しているはずありません。また、突然の犯罪被害によって混乱している犯罪被害者には、情報提供の方法にも配慮しなければならないでしょう。

法律専門家である弁護士は、犯罪被害者に対し、民事・刑事等のさまざまな制度を正確にお伝えし、支援する使命を有しています。2006年10月に業務が開始した日本司法支援センター（法テラス）では、「被害者等の援助に精通している弁護士（いわゆる精通弁護士）」の紹介を行っていますが、その名簿掲載弁護士数は当初約

1000名が、2013年10月1日時点では約2600名となり、同時点での国選被害者参加弁護士として契約している弁護士は約3500名となりました。今後は支援弁護士としてのさらなる質の向上が重要と考えます。弁護士会内で研修を多く行い、適正な支援活動を行うことができるよう務めています。

未だに、弁護士は、被疑者・被告人の弁護人としてのイメージが強いかもしれませんが、特に若手の弁護士は、犯罪被害者支援も弁護士としての当然の活動として違和感なく受け止めています。是非、弁護士を活用していただきたいと思えます。そのためにも、各地の民間支援団体と弁護士または弁護士会との連携は欠かせません。弁護士費用については、法テラスの民事法律扶助制度や日弁連の事業である犯罪被害者法律援助制度がありますので、まずはご相談ください。

### 番 敦子（ばん あつこ）

弁護士（平成6年4月1日登録）、  
第二東京弁護士会所属 番法律事務所主宰

#### 【現在の活動】

内閣府 ■ 犯罪被害給付制度の拡充及び新たな補償制度の創設に関する検討会構成員  
日本弁護士連合会 ■ 犯罪被害者支援委員会副委員長

#### 【過去の活動】

日本弁護士連合会  
2009（平成21）、2010（平成22）年度  
犯罪被害者支援委員会委員長  
第二東京弁護士会  
2006（平成18）～2009（平成21）年度  
犯罪被害者支援委員会委員長  
2010（平成22）年度  
両性の平等に関する委員会委員長 など

#### 【主な著書】

「犯罪被害者保護法制解説（第2版）」（共著）三省堂  
「犯罪被害者等基本計画の解説」（共著）ぎょうせい  
「DVってなに？」（共著）明石書店 他